

大崎ものづくりネットワーク振興会会則

(名称)

第1条 本会は、大崎ものづくりネットワーク振興会(以下「本会」) という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を大崎町役場企画調整課に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域企業相互間の情報交換と連携した取組みにより、企業構造の高度化を促進し、人材を育て地域産業を創るまちづくりを目指し、もって地域経済の発展、経営基盤の充実及び住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ものづくり企業の交流・親睦と人材育成を図る。
- (2) 地域資源を活用した地域製品のブランド化を進める。
- (3) 農商工連携など異業種交流事業の推進を図る。
- (4) 地域貢献とものづくり企業のPR活動を進める。
- (5) ものづくりの広域ネットワーク化を図る。
- (6) 企業支援と情報発信の拠点整備を図る。
- (7) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、会の目的に賛同する正会員と賛助会員とする。

- (1) ものづくりに関する事業を営んでいる法人及び個人事業主。
- (2) 将来、ものづくりに関する事業を営もうとする法人、及び個人事業主。
- (3) 上記の規定に関わらず、前条の目的に賛同する者は正会員及び賛助会員になることができる。

(入会)

第6条 本会に入会を希望する者は、別に定める入会申し込みを会長に提出し、承認を得なければならない。

(退会)

第7条 会員は、本会を退会しようとするときは、会長に届けなければならない。

2 この会則及びその他の申し合わせ事項を遵守しないとき又は本会の名誉を毀損したときは、会長は、役員会の承認を得て当該会員を退会させることができる。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監 事 2名以内

2 会長、副会長は理事会で役員の中から選出し、総会で承認を得る。

3 理事は正会員の中から選出し、総会で承認を得る。

- 4 監事は正会員の中から選出し、総会で承認を受ける。
- 5 役員の任期は2年とする。補欠選任の任期は前任者の残任期間とする。但し、再任は妨げない。

(職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故などで不在の場合は、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、正副会長を補佐し、本会の事務を処理する。
- 4 理事は、役員会を構成し、会務の執行を決定する。
- 5 監事は、会計を監査するとともに、役員会に出席して意見を述べるができる。

(役員に対する報酬等)

第10条 役員には、報酬を支給しない。旅費等を支給する場合は役員会の承認を経て会長が別に定めるものとする。

(顧問及び参与)

第11条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は、会員の中から役員会の承認を経て会長が委嘱した者とし、本会の運営に関し、会長の諮問に応じる。
- 3 参与は、会員以外の者で、役員会の承認を経て会長が委嘱した者とし、本会の運営に関し、必要に応じ助言を行う。
- 4 顧問及び参与の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会及び役員会)

第12条 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長が招集し議長となる。

- 2 総会は、この会則に定めるもののほか、本会の事業及び運営に関することについて審議し決定する。
- 3 役員会は、理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集し議長となる。

(経費)

第13条 本会の運営に関する経費は、会費及び負担金等並びにその他の収入をもって行う。

(交際に関する費用)

第14条 本会の交際に関する費用は、下記のいずれかに該当するもので、会長が認める祭はこれを支給する。なお、支給については生花等、その時の事情にふさわしい物品を原則とする。

- 2 会長または会長の委任を受けた会員が参列する会員が主催するセレモニー等で、会長が必要であると認めたとき。
- 3 その他、会長が必要であると認めたとき。

(会費)

第15条 本会の会費は、会長が総会の承認を得て別に定める。

- 2 会員は、総会で定めた会費を納入し、もって会員とする。
- 3 会費納入後の脱会及び除名等の場合は、会費は返還しない。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、6月1日に始まり、翌年5月31日までとする。

(事務局)

第17条 本会の事務局は、大崎町役場企画調整課に置き課長が事務局長を務める。

(補則)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は役員会によって定める。

附 則

この会則は、平成22年6月30日から施行する。

この会則は、平成23年7月22日から施行する。

この会則は、平成24年6月15日から施行する。

別表(第15条関係)

大崎ものづくりネットワーク振興会の年会費を次のとおり定める。

正会員 年額 20,000円 (資本金1千万円未満の法人, または特に会長が認める法人及び個人)

 年額 30,000円 (資本金1千万円以上3千万円未満の法人)

 年額 40,000円 (資本金3千万円以上5千万円未満の法人)

 年額 50,000円 (資本金5千万円以上の法人)

・

賛助会員 一口 10,000円